

書評

Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press.

塚本 晴二郎*

はじめに

本書はメディア倫理学の世界的権威クリフォード・G・クリスチャンズが、これまで積み上げてきた研究の集大成といえるものである。タイトルに *in the Digital Age* とあるので、今日的な問題に限定しているようにみえるが、そうではない。クリスチャンズはこれまでに確立してきた、自身のメディア倫理学の「生命の神聖不可侵」という、原初的規範と三つの原理、つまり「真実」「人間の尊厳」「非暴力」を使って、今日的な革命的变化を含めたメディア状況における、人間とコミュニケーションの倫理学を考察している。⁽¹⁾ もちろんこれまでの論文とやや異なる点もある。特に、*Global Justice in the Digital Age* というタイトルにみられるように、これまでのクリスチャンズの研究に比べて、「技術哲学」「正義」「コスモポリタニズム」という概念をより強く打ち出してきている点が、本書の特徴といえるだろう。

1. クリスチャンズの問題意識

本書のクリスチャンズの問題意識は、次のようなものである。情報の新世代は、世界中の大変動を伴って具体的になりつつある。コミュニケーション技術の革命は、世界規模の現象である。ハイテク企業は、この惑星の姿をデジタルなものへと描き直している。地理学は、政治的な座標で系統立てられてきた。しかし今や地球は、ウェブ2.0によって秩序立てられている。新しいメディアは、不可避的にグローバルではあるけれども、同様にローカルでパーソナルでもある。このような新技術は、豊富だが複雑で矛盾したコミュニケーションを我々に与えている。学校はコンピュータ・リテラシーを教育するが、その一方で四大陸のテロリストが、計画に調和するようにオンライン・ネットワークを使用する。金融は歴史において最も進歩した情報システムであるが、世界を経済不況に導いた。新しい技術的景色は、表現と相互作用のための先例のない機会を創造してきたが、その一方で事実と虚構の本質的区別を蝕んでいる。データ採掘は、メディアの信用にとって恐るべき挑戦である。果てしない量の電子データは、報道等ための情報の金脈であるが、ビッグ・データは何がニュース価値であり、何が映画的なものであるかを、決定する傾向のあるデータ管理技術によって、透明性のない技術的規則へと先導する。メディア倫理学は技術革命に従事し始めてきたが、理論と応用において十分であるために、技術哲学の伝統を前面に出すべきである。本書は、国際メディア倫理学に関する新しい見地の提示において、理論化することが、なぜどのように知的優

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

先権を技術哲学に与えることになるのかを証明する。

以上のように、クリスチャンズは、*in the Digital Age* とするコミュニケーション技術の革命期において、メディア倫理学には技術哲学が最も重要なものであり、それを本書で証明する、といっているのである。

2. 本書の構成

「序章」では、まずメディア倫理学における技術哲学の不在を指摘する。クリスチャンズによれば、学問としてのメディア倫理学は印刷と放送の時代の間にシステム化され国際化されたが、印刷や放送の技術の本質が倫理的課題として現れることはなかった。印刷ジャーナリズムにおけるニュースの内容の偏重は、放送へと受け継がれた。ラジオとテレビのニュースに現れた倫理的争点の一覧は、根本的に印刷のものとは変わらなかった。音響的視覚的技術のための真実を再考する代わりに、印刷と一直線上の特性が、ラジオやテレビのニュースを判断する批判の基準であった。メディア倫理学の研究者が、技術形態の変容を精査するのは時々のことではなかった。

そうした上で(1)情報やメディア・アクセスの格差(2)国家等による統制や監視(3)メディアの独占や寡占(4)グローバル化(5)暴力(6)プライバシー(7)性表現(8)多文化主義と規範的普遍性、というデジタル世代におけるメディア倫理学の八つの争点を挙げる。そしてコミュニケーションの技術にとって21世紀の始まりは、印刷や放送と倫理的源泉がほとんど異なる、めざましい発展と本質的变化の時期である。こうしたデジタル時代の倫理的課題への取り組みにおいて、もし技術哲学が無視されるならば、因果関係の問題は放置されることになる。八つの争点も因果関係の問題は棚上げとなる。

なぜなら、本書の見地において、技術は中立的なものではなく価値を負っている。それゆえ、本書は技術に関する争点に関して厳格である。技術が中立的であるとの前提は、技術に関する道具的な見地へと、本質的で人間中心主義的な見解によって置き換えられる。その結果として生ずる人間のためのメディア倫理学は、正しい争点に対峙し、長年にわたる信頼性を持つグローバルなメディア倫理学として持続できるものである。クリスチャンズは、複雑化した世界における劇的な技術的变化を与えられて、メディア倫理学は単に最新のものにされる必要があるだけでなく、再理論化される必要がある、とするのである。

「第1章 技術的問題：道具主義と関連思想」では、クリスチャンズはまず次のような視点を提示する。工業化社会の支配的な世界観は道具主義である。つまり、技術は中立的であって我々の人間性を左右したりしない、という思想である。人間の価値は、機械の定義する効率というような特徴に置き換えられる。高度な専門技術が道徳的コミットメントに優先する。このような図式は、今日の工業化した世界の性格にアプローチするための枠組みとして、受け入れることはできない。このような図式は、メディアの技術力がその課題や争点を設定したり定義したりする、技術的規範を助長する。メディア倫理学の新しい理論はその代わりに、人間中心の技術哲学を必要とする。いつどこのコミュニケーションであっても、現在におけるより適切な説明をするものである。我々は技術それ自体を理解し直す必要がある。中立的なメディアの伝達理論は、道具主義という特定の社会哲学を擁護する。技術に関する見地は、道具主義の伝統から根本的に異なるものを要求する。倫理学

を学ぶ者は技術革命の時代において、単に規範に反するだけでなく、無規範という荒廃状態に直面する。技術哲学は、このような危機に関わる国際的なメディア倫理学を構築するための見地を我々に供給する。

続いてクリスチャンズは、ハロルド・イニスに始まる「メディア生態学」に言及する。

メディア生態学からの第1の知的挑戦は、コミュニケーション・システムとしてのデジタル技術の際立った特徴を確認することである。生物学者が細胞の生体分子を理解するために内部から調べるように、メディア生態学者は、オンライン革命の特異性を知るためにその技術的特性を研究する。デジタル世代のコミュニケーションの倫理学を理論化する時、メディア生態学の研究と理論は、技術を強調することが正しいアプローチであるということを実証する。メディア生態学は、媒介した技術が技術的現象のサブシステムであると認識する。全般的に技術的文脈は、メディア倫理学の新しい国際的理論が、専門職の実践にとっての信頼できる、相関的なものであるための全体の枠組みである。

次に道具主義批判に移る。新しい電子メディアはその責任に関する争点を悪化させる。ICTは、書籍やテレビと同様に、情報を拡大し、蓄積し、配布する。しかしICTは、ニュース・メディアを道具主義にしてしまうように、グローバルな情報を加工し関連づけるのを得意とする。中立的ということが道具主義の精神である。中立的なメディアという伝達理論は、道具主義の世界観に根拠づけられる。そのような価値システムは、大きく変革される必要がある。中立という認識は誤りである。道具主義現象は、その特徴のいくつかを再設定するだけに止まらず、疑問を差し挟まれるべきものである。21世紀のための権威ある国際的なメディア倫理学には、技術に対するラジカルで異なるアプローチを要求する。

メディア生態学と道具主義を踏まえて、人間中心の技術哲学の概観に転じる。ここではまず、マルティン・ハイデガーとジャック・エリュールについて述べる。その後、人間を中心とした技術哲学で、首尾一貫した政治的コミュニケーションの調査に基づいた研究が存在する、としてグラント・キーン、ランス・ベネット、ブレイン・ゴスの研究に触れる。3人は研究の性格において非道具主義であり、メディア生態学システムがいかに倫理学と政治学に光をあてるかを示し、人間中心主義の技術哲学の見地に厳密さと明快さを与える、とされる。

そして以上がメディア倫理学の理論にどのように応用されるか、について次のように述べる。本書の目的は国境を越えた、正義を中心としたメディア倫理学の新しい理論を提示することである。大きな転換期における妥当性を確実にすることによって、技術哲学はこの新しい理論の基盤と境界を確立する。ウェブ2.0の変容は(a)絶対主義的普遍性に代わる人道主義的な普遍性、(b)コミュニケーション理論とメディア倫理学の両方における、二部構成のアプローチに代わる三部構成のアプローチ、(c)功利主義に代わる義務倫理学、(d)新世代の構成に取り組む倫理学理論、という四つの特徴を強調することによって、グローバルなメディア倫理学に有機的な一貫性を与える。技術哲学の見地からすれば、グローバルなメディア倫理学の根本的な争点は、決して簡単には解決できない。技術的規範によって統治されたメディア体制において、研究者だけで、あるいはメディアの専門職だけで、そうした争点に取り組むのは適切ではない。倫理学理論と専門職的实践は、互いに技術世代における哲学的省察によって刺激を与えられる時にこそ、社会的文化的財産なのである。

「第2章 存在の倫理学」では、クリスチャンズ倫理学において原初的規範としてきた生命の神聖

不可侵の、倫理学理論としての位置づけの確認となっている。

まずは概念としての生命の神聖不可侵から始まる。生命の神聖不可侵は、普遍的価値であり、グローバルな正義の倫理学のための根本的な出発点である。生命の神聖不可侵は、形式的な規範倫理学というよりも、生き物の中で当然とされる存在の倫理学である。生命の神聖不可侵へのコミットメントは、自己と言語の間の啓蒙主義的二元論、社会からの個人の孤立、主観と客観の二分法等の拒絶を必然的に伴う。我々は関係の中で結びつけられ、合目的的本質において現実化された、主体と客体の一致したものとしての人間を研究する時、現実を理解する。このようなことは、解釈学や意味論に止まらず、紛れもなく人間の存在論的なものである。文学や映画において、基点、筋、設定、全体的な論調等はすべて文化的価値システムを反映し、そのレベルでのみ理解される。生命の神聖不可侵は、専門職倫理と社会的道徳性の両方にとっての規範である。

次にそもそも原初的規範とは何かに言及する。グローバルなメディア倫理学の21世紀理論における最重要事項は、前提的な性格のものである。合理主義的なヨーロッパ中心主義倫理学は、規則正しい抽象概念を造り出す。例えばイマニュエル・カントは、倫理学理論における真実が、すべての合理的存在によって同じように理解されると信じた。社会的文化的信念が、自身の定言的命法に埋め込まれていると認識しなかった。絶対主義的理論は、前提的なものための複雑さと豊かさを組み込んでこなかったから、普遍的なものとしては失敗であった。これに取って代わるには理論作成において、真摯に前提を把握することである。新世代におけるグローバルなメディア倫理学は、国家を越えた多文化的であることを可能にするものである。それでは、グローバルに倫理学を記述することは説得力のある代替だろうか。共通の方法論でニュース制作に関する多面的影響力を研究し、世界中の別個のジャーナリズム文化を確認するような研究は、世界中のジャーナリストの道徳的関わり方や格差を検証し、道徳的普遍性の疑問に貢献する。しかしこのような記述的な社会科学的研究は、「である」と「べき」が別個の概念であるという葛藤に直面する。記述されることから、規範的なものを考察されることはできない。しかし、もしある人が歴史、言語、文化的存在としての我々の個性等の本質を理解するならば、人間の神聖不可侵は不可避である。そして我々は普遍的な人間の連帯の中で生きるようになるのだから、我々は倫理学原理に生命の神聖不可侵が必然的に伴うことを認識する。コミュニケーションの倫理学の新しい理論は、システムティックである。信じられるものであるためには、システムは首尾一貫したものでなければならない。ゆえに原初的規範に根ざした倫理学原理が、組み込まれるべきなのである。

そして具体的な理論の考察となる。生命の神聖不可侵、コミュニズム、儒教、契約的自然主義、フェミニズム的ケアリングという、グローバルなメディア倫理学の5理論は、絶対主義に対して信頼できる代替案である。5理論が階層的でも帝国主義的でもないから、道徳的普遍性のモデルを代表することができる。しかしこの五つは歴史的に位置付けられる。五つはいくつかの争点に向けられるが全てにではない。五つの中では、生命の神聖不可侵が知的に機敏で存在論的に明確であると考えられる。生命の神聖不可侵は、道徳哲学と技術哲学を統合することによってデジタル世代の複雑さへ、メディア倫理学を再配置するのである。

「第3章 真実の倫理学」は、クリスチャンズ倫理学の三つの基本原理の一つ、「真実を述べること」についてである。言語は社会的構成の血液であるゆえに、人間は真実へのラジカルなコミットメントを要求する。通常の下で、コミュニティの成員は真実を述べているし、成員のアイデン

ティティに関する主張は、他人を欺くためのものではないということが前提とされる。真実が全体的にコミュニケーションの規範である、と一般的に考えられる一方で、真実はまたメディアの理論と実践において最優先される。真実を述べるのがメディアの専門職者の規範であるということは、世界中で一般的に理解されている。メディアの専門職の規範的核心としての真実を述べることは、議論の余地がない。

一方で、真実と虚偽の区別に関する古典的ギリシアの思考は、歴史的に西洋を支配してきた。社会科学の理論と実践は、主観・客観二元論に根ざす、合理主義哲学を反映する。主流であるプレスの客観主義的世界観は、正確な事実と中立性の認識論を代表する。主観・客観二元論は、手段と目的の二元論を不可避的に造り出す。デモクラティックな社会において、市民と政治家は社会的目的を明らかにすることに責任がある。科学の指令は、社会的目的を達成するためのノウハウを供給するためのものである。社会科学は、手段への疑問を扱うが、目的の方向付けへの能力や義務を伴わない、道徳外のものである。社会科学の方法論は、内容の本質に関して無関心でなければならない。このような方法論を疑問なく備えた人間の合理性とともに、ニュースにおける事実とは、現実を映すことといわれた。客観主義へのジャーナリズムのコミットメントにおいて、客観主義の目的とは、人間の意識外の領域に関する証明可能な説明であった。そうした方法論に厳格に従う時、社会科学は科学的確実性とほぼ同義となる。このような伝統において、真実のニュースは正確な表現として定義される。それゆえ、ジャーナリズムの道徳性は、中立的なデータに関する不偏不党報道と同義である。

真実に関する一致した見解は、モダニティの中心をなすものであった。この思想としての真実は、モダニティとともに危機にある。我々はジャーナリズムの職業規範として、真実の異なる定義を必要とする。グローバルな方向付けを要求される時代にあって、偏狭主義へと誤導するものだからである。政治、経済、文化等の膨大な集合としてのモダニティは、大混乱にある。モダニティの偶像国家アメリカの世界的な影響力は、目に見えて衰退しており、ヨーロッパ中心主義は静態的なものとなっている。イスラム圏の若者層は、西洋モダニティに対抗するアイデンティティを追求する。儒教思想や習近平主席の「中国の夢」は、固有の世界観を表している。今や数百万の人々が、より満足のいく哲学を追求し、企業精神や消費文化とともにモダニティは、世界中でもモダニズムの故郷でもまた、圧制的で不満なものと考えられている。それゆえ、グローバル世代におけるジャーナリズムの専門職の核心として真実を主張するには、その価値の説明としてのモダニズム的形態から解放される必要がある。ポスト・モダニティの時代の真実は、義務論的に位置付けられるべきである。真実は認識論的なものに限定されるよりもむしろ、まず第1に価値論の問題になるべきである。もはや支配的な枠組みとして維持できない真実は、公的な対話のための専門職ニュース・メディアの基準として再構築し、義務倫理学の分野となる。

義務倫理学において、規範は全ての人に妥当であるとみられ得る場合のみ妥当である。ユルゲン・ハーバーマスの新カント主義的見地の中で、倫理的規範は普遍化可能性のテスト（命題的真実、規範的正当性、主観的誠実性）に見合わなければならない。ハーバーマスは、コミュニケーションが全ての人間社会の根本であり、それゆえコミュニケーションの基本的な性格が、普遍的であるということを前提とする。カントが以上のことを個人の良心の問題にするのに対し、ハーバーマスはそのテストが、影響を及ぼされる人々の実践的対話で行われる必要があると主張する。自ら

のための普遍的な見地を仮定する、カントの孤立的な個人的主観と対照的に、ハーバーマスの間主観的討議倫理学は、解決を必要とする特定の社会集団の生活世界の物語や現実の紛争に普遍化を結びつける。真実に関する本質論は、コミュニケーション的合理性に関するハーバーマスの概念で洗練される。ハーバーマスのコミュニケーション的合理性は、抽象的概念を伴う表現ではない。ただしハーバーマスの公共圏は、包括的ではないという批判があり、国家主義の疑問は、ハーバーマスの枠組みでは解決しない。メディア倫理学をグローバル化するための今日の根本的な挑戦ためには、真実が人間のために位置付けられる必要がある。

そこでクリスチャンズは、「アレテイア (aletheia)」という概念を用いて、さらに真実の倫理学についての考察を進める。真実が国際的な枠組みで明確化される時、真実の意味はアレテイアとして最もよく理解される。アレテイアの定義は「隠されない状態」「明らかである状態」である。このギリシア単語は「隠されていないこと」「開示」「真実」等様々に訳される。こういう意味での真実は、「物事の核、要素、要点、中心」等と把握できる。ハイデガーの語源学的分析において、ギリシア語の元の意味は、「隠されていないこと」であり、「人間のために現実をわかりやすくする過程」と同義である。アレテイアの本来のものをみえるようにするということが、我々が生きるシンボリックな世界を明らかにすること、は新ハーバーマス主義である。アレテイアのメディア倫理学において、ニュースは真実の制作として理解され、十分な解釈は明らかにすることとしてのアレテイアから生じる。アレテイアのパラダイムにおいて、真実は西洋の範囲から、すなわち国民国家の形態から、全体として人類へと移動されてきた。それゆえ、グローバルなメディア技術と同様のものである。

真実のパラダイムとしてのアレテイアはその特徴を唱道する一方で、様々な定義の真実概念を伴うポスト・トゥルース時代に直面しなければならない。事実拘束されない大統領と、虚偽紛いのものによって妨げられフェイク・ニュースによって汚染された、ジャーナリズムを伴って、アメリカの政治は危機にある。ポスト・トゥルースの奔流へのニュース・メディアの反証は、ジャーナリズムそれ自体の本性とデモクラシーの生き残りのための本質的なものである。批判的に思考すること、疑問を持ち続けること、根拠となる信念を見直すこと等は知的美德であり、教育はそれを一般的に是認すべきである。印刷、放送、オンライン等のニュースは、その存在理由としてアレテイアを民衆に教育すべきである。経験的真実がすぐ近くに存在する都市や近隣は、ポスト・トゥルースが信頼性を持たないということを証明することができる。間接的にはそうした地域を育むことによって、直接的には可能ないかなる時にも、世界中の社会の真実に関する体制は、ポスト・トゥルース現象を疑い絶縁するだろう。

「第4章 人間の尊厳の倫理学」は、従来のクリスチャンズ倫理学の基本原則の二つ目についてである。今日のグローバル時代において、コミュニケーション倫理学が効果的であるためには、視野が多文化的でなければならない。生命の神聖不可侵性は、国際的な倫理学の出発点であり、人間の尊厳という倫理学原理は、普遍的な原初的規範を必然的に伴う。このような原理の基本的な考え方は、得られるものや達成するものに関わりなく、全ての人間に共通した価値をもつものである。人間の尊厳が全体的な人間性の価値に根拠づけられる時、人間の尊厳は個人の利益、コミュニティの慣習、国家の権限等から生ずる分裂を回避する。一つの網羅的な価値である人間の尊厳は、全ての文化的価値を制御する価値である。善き人生において、我々は自身の尊厳の現実化を他者にも拡張

する。人間の尊厳は、メディア倫理学が個人主義的な権利の道德性に基づくよりもむしろ、文化的多様性に基づくことを要求する。このような倫理学原理は、多様な人間性ためと人間に等級や序列をつけたりすることを拒絶するため、人間の尊厳という概念への敬意を強調する。人間の尊厳という枠組みの中で、メディア倫理学者は映画や娯楽番組における民族多様性、ニュースや広報の中のステレオタイプの言語、広告の中の性差別等に関して研究している。厳密な人道主義は、間主観的な倫理学と相容れないソーシャル・メディアの匿名性と技巧性を伴う、メディア技術の革命から経験的にも理論的にも重大な挑戦に直面している。政治的コミュニケーションの歴史的・経験的研究が示してきたように、人々が自身の声を持ち、自身のアイデンティティを定義でき、平等に尊重されると保証されることは、社会とパブリック・コミュニケーションの根本的な争点である。人間の尊厳という規範原理は、アルゴリズム・モデルに従った、道具主義的な意味でのデータ蓄積と、情報伝達のための強力な新しいメディア技術の風潮に、対抗する防衛手段である。メディア技術と異文化に関する比較研究は、解釈や評価のための原理を要求する。人間の尊厳の倫理学は、今日のニュース・メディアのための異文化間の基準として提示される。人間の尊厳を是認する世界中の知的伝統と調和することで、倫理学は我々共通の人間性に根ざした多文化主義の道德性を展開するのである。

クリスチャンズは、欧米、アフリカ、イスラム圏、ラテン・アメリカ、アジア等の代表的なものとして、カント、ウブンツ哲学、イスラム教、パウロ・フリーレ、孔子の五つの理論を取り上げ、これらは人間の尊厳を不可譲の特性と考え、緻密な思考と術語を異にするにもかかわらず、人間の尊厳の意味を裏書きしている、としてその普遍性を確認する。

そして、そうした人間の尊厳から引き出された倫理学原理は、世界規模でメディアに相応しいものである、とする。メディアと社会の関係は複雑で論争となるが、デモクラティックな社会によって最も広く展開されてきた。メディアと社会の関係におけるメディアの課題は、市民のために知る必要のある統治に関する情報を供給することである。人間の尊厳という国際的な倫理学が効果的であるためには、必要なことである。「役割」という用語は、広く認識可能で安定的で持続的な形態を持つ、職業的な課題と目的を構成するものを指す。役割は制度的な枠組みの中で規範的に位置付けられ、メディアの場合、当該制度における主な活動、必要、価値等に従って規定される。より広い社会との関係において、特に政治に対しては、記者や編集者あるいはオンライン・ジャーナリストの役割類型には事欠かないが、中でもデモクラティックな社会において、「監視的 (monitorial) 役割」は、メディア制度が行うべきことについての慣習的な考えの中で、最も広く認識され、ほとんど議論の余地のないものである。

そうした上でクリスチャンズは、真実の倫理学で真実を述べることを、事実を客観的に伝えることよりも十分な解釈を加えて真実を制作するとしたように、人間の尊厳の倫理学においては、「人々、状況、出来事等の現実の世界や潜在的に関連する情報源に関する組織化された精密検査⁽²⁾」とする監視的役割よりも「促進的 (facilitative) 役割」を重要視する。デモクラティックな統治に焦点を絞られた監視的枠組みは、普遍的視野を持つ尊厳の倫理学と文化に伴う先入観には適切ではない。人間の尊厳の倫理学を原則とするグローバルなメディア制度にとって、その使命は拡張される必要がある。メディアの促進的役割は、最も適当な選択肢である。人間の尊厳は、メディアが社会に対する促進的な責任を持つ、という考え方のための哲学的道德的基盤を提供する。人間の尊厳

の倫理学に則るならば、ジャーナリストの第1の義務は、人間の尊厳を反映して活動をする人間の過程を明らかにすることである、とクリスチャンズは考えるのである。

一方、促進的役割を性格づけるグローバリズムにおいて、相対主義は繰り返される疑問であり、しばしば異議である。相対主義の争点は哲学的に興味深く、促進的役割が信用できるものであるために取り込まれる必要がある。西洋が低開発の社会に優越するという嘘を暴くことにおいて、文化的相対主義は、脱西洋化グローバル・メディア倫理学において不可欠である。しかし研究とジャーナリズムにおいて文化的相対性を肯定することは、文化的相対性が哲学的相対主義と同義と理解されるべきではない。道徳原理は、構築された社会から独立した、いかなる客観的応用もありえない、ということをも前提とする。多様性のための研究者とジャーナリストの情熱の中で、文化的相対主義は時々哲学的相対主義へと陥るが、道徳的相対主義と文化的多様性を混同してはいけない。文化的相対主義と道徳的相対主義は区別すべき範疇であり、両者を混同することは論理的誤信である。文化的多様性の要求が、範疇的錯誤なしに道徳的相対主義とはなりえない。言語学と社会学の用語における文化的相対主義は、道徳的基準を排除しはしない。政策や解釈に関する合意が存在しなくても、このような相違自体がいかなる歴史的な出来事（ホロコースト、スターリニズム、集団虐殺、生殖器切断、南アフリカのアパルトヘイト、シリア大統領アサドが自国市民にシアン化ガスを使用したこと等）の判断もなしえない、ということの意味するわけではない。道徳的相対主義の価値明確化手続きに限定される代わりに、人道主義的普遍性の倫理学は、特定の事例についての判断と道徳的不一致の解決を可能にする。国際的な出来事に関するメディアの報道をめぐる対立において、もし倫理的声明が認識の表明と理解されるならば、人は共通善から私利を区別することができる。人間の尊厳の倫理学は、文化的解釈と哲学的現実主義を統合することによって、デジタル世代の複雑な状況へとメディア倫理学の位置づけを変える。メディアの促進的役割においては、世界の様々な所でメディアが異なるニュアンスで取り組んでいる。貧困、ジェンダー、人種等のような主題は、互いに異なる強度と社会的形態を伴って四大陸に響き渡る。しかし人間の尊厳という核心的な考え方は、様々な時空間を通じて役立ち、そうすることは奇妙でも難解でもない

「第5章 非暴力の倫理学」も、クリスチャンズ倫理学の基本原則の三つ目のものについてである。非暴力の倫理学は、普遍的な生命の神聖不可侵に不可欠なものであるが、メディア倫理学に真摯に把握されるためには、理論的な正確さと国際的な応用性を必要とする。理論としての非暴力の倫理学における重要性は、何が高貴な目的であるかということを選び、いかなる手段であろうとも高貴な目的に到達するために、効果的であることを案出するよりも、非暴力的な手段を強調することにある。道徳的見地から、非暴力の理論家は我々が非暴力的戦略を確認し、その後その戦略から生じるような目的のみを追求するよう主張する、として中国の老子、ロシアのレフ・ニコラエヴィチ・トルストイ、インドのモハンダス・カラムチャンド・ガンジー、アメリカのマーティン・ルーサー・キング・ジュニア等を取り上げる。

こうした非暴力の理論家達は、原理に基づく非暴力の定義をした。倫理的な一般原則を表す原理に基づく非暴力は、「人は常に非暴力的に行為すべきである」というものである。こうした倫理学原理は、「平和ジャーナリズム」に本質的に貢献し、娯楽における暴力、ヘイト・スピーチ、テロリズム等の表現方法に新しい方向付けをする自明の義務である。そうすることにおいて、非暴力はパブリック・コミュニケーションのための倫理学原理としての、真実や人間の尊厳と対等に並び

立つことを達成する。非暴力は、第1に政治的あるいはメディアの戦略ではなく、生命の哲学である。根本的な根拠が人間であるから、非暴力には積極的な民衆が必然的に伴う。パブリック・コミュニケーションの責任の輪郭を描く一方で、生き方としての非暴力の活力は、文脈と意味づけの根拠である。テキストは多義的であり、それゆえ多形態での解釈が可能である。この世界の存在は、生命の具体的な構造物であり存在それ自体のための媒介的な意義をもたらす。暴力とその象徴的表現への文化的アプローチには、積極的な生産者と受け手というようなモデルを必要とする。

原理に基づく非暴力の概念を確認した上で、クリスチャンズは「美学的現実主義」に言及する。それは、実生活の暴力と美術の関係の問題に関して、美学が大きくシステマティックな尺度で積極的に主導しているにもかかわらず、文化的な力としての美術は、心理学的及び社会的な研究により犯人に指名され、検閲の要求が継続しているため、暴力の問題の主導権を引き受けるよう美学に要求する、というものである。美学的現実主義は、芸術家に義務を課すことを裏書きし、公共的な政策に関わることが議論されるべきものとして理解される。恐怖、カタルシス、脱感作等に心理学的基本を持つ研究は、真摯に受け取られる。その最先端にあるのが、文化とメディアの多くのレベルで繋がるディレクター、ライター、映像制作者等である。こういう人達の文化的制作は、解釈的行為である。美学において洗練された芸術家は、我々が世界の中で象徴的な意味の解釈で生きっていると、世界を理解している。美学的現実主義は、メディア制作者の実践のための原理に基づく非暴力と、娯楽番組の評価の受け手基準を掲げるのである。

また、平和ジャーナリズムという概念にも言及する。平和ジャーナリズムは解釈的過程であり、原理に基づく非暴力の倫理学は解釈がなされるべき方向を与える。平和ジャーナリズムの指針は、暴力から寛容へという集団の心的傾向を変容するメディアと受け手の協働を促進する。非暴力の倫理学は、平和ジャーナリズムと呼ばれる新しい報道の形態の根拠の境界となる。平和ジャーナリズムが道徳的解釈であるから、平和は戦争の政治学に矮小化されるべきではなく、非暴力規範の基盤となる生命の神聖不可侵を理解するための根本的な方法である。

非暴力の原理は、ジャーナリストと受け手両方の道徳的基盤を提供し、ジャーナリストと連動することを受け手に教えることができる。アメリカのここ20年間ほどでは、テレビ、映画、ビデオ・ゲーム等における過度の暴力が、1番のメディアの争点として浮き彫りになっている。しかし総じて受け手は、フィクションとノンフィクションの両方で、積極的受け手としてはっきりと、露骨な「いわれのない暴力」から「必然的な暴力」を区別しており、社会的責任あるメディアのための美学的現実主義の規範を実証している。人間の神聖不可侵性は教会、寺院、モスク、シナゴグ等といった、市民活動の集団の中で繁栄する。理論と実践の両面で非暴力が意義深くなるコミュニティを背景として、人々は平和へと互いにエンパワーし合うことができるのである。我々は、生活の中で平和のための努力を表現することで、国家安全保障や国家権力というような抽象概念を超越することができるのである。警官、弁護士、裁判官等の法と秩序の専門職に託す暴力の代わりに、公共圏の非暴力は社会のこだわりになる。自身を教育し非暴力を規範的なものにする過程の中で、見識のある市民は、自身の政府の政策作成やふるまいを監視し影響を及ぼすのである。

「第6章 コスモポリタニズムの正義とその担い手」では、従来のクリスチャンズ倫理学を土台として、コスモポリタニズムという観点からの正義について述べる。

正義は社会秩序の至上の規範として理解される。真実、人間の尊厳、非暴力という倫理学原理

は、正義の構成要素である。社会は真実、人間の尊厳、非暴力が社会の政策や制度的実践の規範である時、正当とみなされるのである。言語学的用語において、正義は類であり、真実、人間の尊厳、非暴力の原理は種である。一方、デジタル技術における歴史的変化の分水嶺において、ジャーナリストは国境のない世界精神を必要とする。倫理学原理は、脱西洋化して国際的な方向付けを与えられる。ゆえにグローバルな正義の当面の争点は、グローバルなメディア倫理学のためのグローバルな現象としての真実、人間の尊厳、非暴力、正義であって、自国に適応させたものではない。このような倫理学原理は静態的で偏狭なものではなく、生气に満ちた国境を超える動的なコスモポリタニズム的な正義と考えられる。専門職の理論と実践にとっては、真実、尊厳、非暴力の倫理学はコスモポリタニズム的見地を要求するのである。

またクリスチャンズは、正義の一般的な概念にも触れる。正義が正しい秩序という法的システムであるという考え方は、西洋で伝統的に支配的な定義である。この見解では、社会の諸制度がその成員に正しく然るべきものを供給する時、正義にかなっている。正しい秩序としての正義は、性格として行政的であり、それゆえ決定作成と行政機構の公正さとして理解された、適正手続きを要求する一連の手続きである。公正としての正義の運用は、合理的な選択の結果である。手続きの正義は、伝統的なニュース・メディアにとって役立つ文脈であるが、結果として、メディアの政策と実践は、国土や領土という法的行政的機構内の個々人の権利に向けられる。正義は「報い」、すなわち法廷、法の強制、自由なプレス、公正な裁判等の手続きとして定義される。正しい秩序としての正義は西洋で支配的であってメディアにおける標準的なものである。しかしながら、今日国際的なニュース・メディアのための標準として、道徳的コスモポリタニズムを確立するためには、異なる定義が必要なものである。正しい秩序としての正義の定義は、憲法的なデモクラシーに関する法的政策的課題を伴うもので、それゆえグローバルな正義を展開するためには受け入れられない。正義の倫理学が国際的な文脈で生産的に働くためには、正義の意味は、伝統的に抱かれてきたものよりも異なる概念的基盤と根本的に新しい方向付けを与えられなければならない。ニュース・メディアは、従来と異なる正義の理解に関する根拠と使命に基づくべきである。

そしてクリスチャンズは、正しい秩序が我々の人間性における固有のものとしての本来的な正義である、という前提で理解される人間の定義を批判する、哲学的人類学の視点を以下のように強調する。正しい秩序モデルという静態的な形式主義を無批判に前提とするよりもむしろ、我々は異なる理論的基盤を与えられる時、コスモポリタニズム的な正義の意義を高めることができる。知的に妥当で実践的に可能である国境を超えた倫理学のために、道徳的コスモポリタニズムは適切な枠組みであり、コスモポリタニズムは我々の認知的軌道の反転を要求する。ある人の個人的思考やある人の国家主義を拡張することよりもむしろ、世界精神こそが正義の概念的な基点である。正義がホモサピエンスの固有の価値に根拠づけられる時、正義の要求は国家から世界へと移行するのである。不当に扱われた人々の顔を見ることや、声を聞くことに対するニュース・メディアの失敗には、複数の説明が存在する。その中でも正しい秩序の前提に埋め込まれた、ジャーナリズム制度の長きにわたる構造と実践が、根深い価値のために優先的に認識される前提として、ジャーナリストを妨げているかもしれない。哲学的人類学は人間の本質、すなわち人類の成員のための必要十分条件を中心にし、我々の人間性の本質に関わる。哲学的人類学は、人間それ自体の共通性と独自性両方の特質を扱う。報いと分配の正しい秩序という正義は、近代リベラリズムの枠組みである。哲学的人類

学は異なる方向づけを我々に示す。権利は特定の部類の存在に授与され維持されるのではなく、固有のものである。正義に則って扱われることは、誰かが感謝をするどこからかの贈り物ではない。子供への拷問が不正義であるという普遍的な一般化は、人間の内的価値に基づくのであって、ジュネーブ協定が国際政策であると宣言したからではない。それゆえ、コスモポリタニズム的正義を把握した世界精神を持つ記者達は、法と秩序のシステムに伴うニュース・メディアの偏見が、手続き的な報いへと向かわせたのと同じ程度にまで、「復興的正義」の意味と実践を理解するようになるのである。報いの変容としての復興的正義は、コスモポリタニズム的正義の理論モデルの主導的なものである。正義のコスモポリタニズム倫理学にとって、人間の価値は交渉の余地のないものとして認識され、人間の価値が犯されたり失われたりしてきたところでは、我々はそれを復興する道徳的義務の下にある。刑事司法システムは国家に反した犯罪の被告人を告発し、もし有罪となったら、国家は違反者を罰する。これが報いの正義である。これに対して、復興的正義は被疑者と犠牲者の間の道徳的関係の断絶を強調し、そして社会秩序への復帰が目的である。全ての人間の内在的価値のために、誤った行いとは国家に対する違反よりも、他の人間への冒涇と考える。平和的解決、犯罪者からの真実の告白、回復過程における各自の人間の尊厳等へのコミットメントが、コスモポリタニズム倫理学に使命と根拠を供給するのである。そうしたものを通じて、ジャーナリストは正義を促進するプレスの役割をより明確に理解するのである。

以上のようなグローバルな状況下で、ソーシャル・メディア等によるインターパーソナルなコミュニケーションは、分散した個人や諸制度等をネットワーク化することができる。しかしコスモポリタニズム的正義を支えていくためには、それだけでは不十分であり、国際的な担い手とそのための機関やルールが必要となる。それにはまず、送り手受け手の道徳的リテラシーが最も重要であり、教育者としてのメディアは、日々の問題解決の中で道徳的コスモポリタニズムを明確にすることにおいて、市民を助けることができる。また、その指標となる国際的なルールやそれを担う機関が重要なのであるが、それが国連の人権条約等や国際的な非政府機関である。ニュース・メディアは、こうしたものに関わる争点が確実に真摯に受け取られるようにすべきなのである。

おわりに

本書は、今日的なメディア状況にとって重要となる、技術哲学、正義、コスモポリタニズムという三つのキーワードについて述べている。しかし、その視点はあくまでも従来のクリスチャンズ倫理学のものである。すなわち生命の神聖不可侵という原初的規範と、真実、人間の尊厳、非暴力という三つの原理に基づく視点である。

ただ忘れてはならないのは、クリスチャンズ倫理学の土台にある「五つの主義批判」が、本書でも理解をする上では重要である、ということである。はっきりとわかる場所もあれば、わかりにくいところもあるので、その点を最後に触れておく。もちろん五つの主義批判は、クリスチャンズ倫理学の土台をなすものであるから、間接的には全てに関係している。そこで直結するところをいくつか指摘しておくにとどめておく。

序章では、技術哲学について主に述べられたが、これは従来のクリスチャンズの「道具主義批判」と繋がるものである。第1章も同様で、道具主義批判が中心となっている。また第2・3・4・5

章では、共通して「啓蒙主義批判」「相対主義批判」が中心となっている。第3章の真実については、これに加えて義務倫理学との関係で「功利主義批判」がみられる。第4章と第6章には、権利に関する検討があり「自由主義批判」の論理が現れている。

クリスチャンズの研究生活は半世紀以上になる。当然のことながらメディアを取り巻く状況は大きく変化し続けてきた。しかし、1980年代あたりから、その視点は一貫している。本書もクリスチャンズ倫理学の面目躍如といった内容になっている。

註

- (1) 拙著 (2021) 「第4章 コミュニタリアン・ジャーナリズム——クリフォード G・クリスチャンズ——」 『ジャーナリズムの規範理論』日本評論社 参照。
- (2) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle & White, Robert A. (2009) *Normative Theories of The Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana & Chicago: University of Illinois Press. pp.119-123.